

2021年6月16日

株主各位

株式会社 中国銀行
取締役頭取 加藤貞則

「第140回定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

2021年6月3日にご送付いたしました「第140回定時株主総会招集ご通知」につきまして、その一部に誤りがございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正させていただきます。

記

1. 修正箇所

「第140回定時株主総会招集ご通知」 6ページ

現行定款・変更案対照表

- ・現行定款 第27条第1項の条文の一部
- ・変更案 第27条第1項の条文の一部

2. 修正内容

下線は修正箇所を示します。

【正】

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| (取締役会の招集権者および議長) 第27条 取締役会は、法令に <u>別段の定め</u> がある場合を除き、取締役頭取がこれを招集し議長となる。 | (取締役会の招集権者および議長) 第27条 取締役会は、法令に <u>別段の定め</u> がある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し議長となる。 |

【誤】

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| (取締役会の招集権者および議長) 第27条 取締役会は、法令に定めがある場合を除き、取締役頭取がこれを招集し議長となる。 | (取締役会の招集権者および議長) 第27条 取締役会は、法令に定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し議長となる。 |

以上